

《研究ノート》

モルドバ共和国の国際私法立法について

— 民法典及び家族法典中の国際私法規定 —

笠原 俊宏

目次

- 一 前書き
 - 二 モルドバ国際私法の変遷
 - 三 民法典中の国際私法規定
 - (1) 総説
 - (2) 総則規定の概要
 - (3) 各論規定の概要
 - 四 家族法典中の国際私法規定
 - (1) 総説
 - (2) 婚姻関係
 - (3) 親子関係
 - 五 後書き
- (参考資料1) モルドバ共和国民法典中の国際私法規定
(参考資料2) モルドバ共和国家族法典中の国際私法規定

一 前書き

ソビエト連邦の崩壊による旧連邦構成国の分離・独立は、それらの諸国の法体系の再構築の契機となり、一九九〇年代から二〇〇〇年代初頭に架けて、憲法改正を始めとして、民法典や家族法典を含む立法改正が相次いで行なわれた。それらの諸国における立法改正の要因となったのが、共産主義の放棄という政治的・経済的変動であることは否定できない。モルドバ共和国の場合も同様である。しかし、国際私法について言えば、西欧諸国を中心とした改革の趨勢が相俟って、旧ソビエト連邦構成諸国における改正を促進させていると見られる。二〇〇二年六月六日に成立したモルドバ共和国民法典（二〇〇三年六月二二日施行）第五編が国際私法のために当てられており、又、二〇〇〇年一〇月二六日に成立したモルドバ共和国家族法典（二〇〇一年四月二六日施行）第六章が涉外的関連性を有する家族関係の規律に当てられている。これらの諸規定の内容について見れば、旧ソビエト連邦構成諸国の国際私法立法の中にあっても、特に前者の法典における諸規定は、相当に精緻な規則によって構成されている点で注目されるものである。

本稿においては、先ず、余り知られることがなかったモルドバ共和国国際私法の変遷の概略について、Natalia Osoianu, *The history of international private law of the Republic of Moldova: Periodization, most important tendencies, perspectives of further development*, *Revista Studii juridice universitare* nr. 1-2, 2010. の論攷に拠って紹介し、そして、現在の実定法であるモルドバ共和国の民法典及び家族法典中の国際私法規定の概要及び特徴に言及することとした。

二 モルドバ国際私法の変遷

一九四〇年六月二八日にソビエト連邦への編入を受け入れて、一九四〇年八月二日にモルドバ・ソビエト社会主義共和国が成立するまで、ルーマニア王国の一部を構成していたモルドバ民主共和国の法体系に大きな影響を与えていたのはルーマニア法であり、一八〇四年のナポレオン法典の流れを汲む一八六四年民法典を一例として、モルドバ法はローマ法の伝統を継受する法体系であった。法体系のみならず、モルドバとルーマニアとの間において形成されてきた多方面に亘る文化的密接性には根強いものがある。国際私法に限って見ても、今日、なお、モルドバの法律家に強い影響を与えているのはルーマニアの立法及び学説であり、そして、それに影響を与えているのがフランス学説である。

かくして、ソビエト時代におけるモルドバ法のロシア連邦法への一致は、モルドバ法の内面における矛盾へと導き兼ねないものであり、それを除去するためには、根本的な改革が必要とされた。同時代には、一九二二年に採択されたロシア・ソビエト連邦社会主義共和国民法典に倣ったウクライナ・ソビエト社会主義共和国民法典が、モルドバにおいても施行されたが、一九六四年には、同年のロシア民法典に倣ったモルドバ・ソビエト社会主義共和国民法典が採択されている。そこには、国際私法に関する一三箇条の諸規定が含まれているが、それらは画一化されたソビエト法の範囲を超えるものではなく、統制経済体制の下において、モルドバ国際私法の顕著な発展はなく、その特性も見られない。モルドバにおける国際私法研究が組織的に開始されたのも、やはり、他の旧ソビエト連邦構成諸国と同様、一九九〇年代に入ってからである。

独立宣言後におけるモルドバ共和国国際私法の変遷は、それまでのソビエト圏内における地域経済から、より拡

大された対外的経済への統合に向けた発展に呼応して、ソビエト法理論の放棄、そして、ルーマニア法への接近となって現われている。特に、主たる産業である農産物の輸出との関連における国際運輸、国際商事契約、国際商事紛争仲裁等の外国貿易活動に伴って必要とされる法規制に関する諸規則の整備が急務とされた。その一方、一九九〇年代においては、農業国から工業国への脱皮は捗らず、又、国際私法教育の遅れが、モルドバ国際私法の改革を妨げる要因となつて、国際私法立法の整備は停滞していた。しかしながら、二〇〇〇年代に入つてからは、国際商事の隆盛に伴い、漸く、その様相も変化していることが看取される。二〇〇二年民法典中の国際私法規定は、そのような状況を背景として生み出されたものである。

三 民法典中の国際私法規定

(1) 総説

本格的な国際私法規定がまとまって採択されたのは、二〇〇二年の民法典においてである。その第五編「国際私法」は、四八箇条の規定をもつて構成され、総則に関する第一章、及び、各論に関する第二章に分かれており、後者は、更に、七つの節に分けられている。新しい立法が制定される前には、一九六四年一月二六日のモルドバ・ソビエト社会主義共和国民法典第八節に、新しい諸規定に相当する第五九六条ないし第六〇三条の二三箇条の国際私法規定が存在していた。新法は、旧法に比して、より広汎な事項を規定するとともに、規則における柔軟性を増していると言ふことができる。

(2) 総則規定の概要

新法は、新たに、性質決定(第一五七七条)、相互主義(第一五八〇条)及び外国法の適用に関連する諸規定(第

一五七六条及び第一五七八条)を置いている。性質決定においては、法廷地法説の立場が原則とされながら(第一項)、準拠法説の立場に対しても配慮が払われている(第二項)。又、強行法規の適用(第一五八二条)をもって、ローパー・ローの原則が導入されていることも注目される点である。但し、考慮される強行法規は内国のそれに限られている。尚、旧法に規定されていた報復に関する規定(第一五八四条)はそのまま残されている。

(3) 各論規定の概要

最も大きな変更として挙げられるのは、国際商事契約に関する諸規定が、旧法第五九九条及び第六〇〇条において、国際商事契約の方式及び実質を共に行為地法(契約締結地法)に依らしめていたのに対して、新法においては、当事者自治が原則とされ(新法第一六一〇条)、当事者による法選択がない場合には、最密接関連性の原則が採用されていることである(新法第一六一二条)。又、契約の方式については、契約成立の準拠法、行為地法、法廷地法、当事者の本国法が定められており(新法第一六〇九条)、実質の準拠法とは別個の規則が採用されている。これらの変革は、特に一九九〇年代における対外経済発展による要請に応えるものである。

尚、それらの変革において、広汎に亘り、主として、ロシア連邦民法典第一一八六条ないし第一二二四条、及び、一九九二年のルーマニア国際私法に関する法律第一〇五号に倣っていることは、それらの諸規定との比較によつて明瞭である(拙稿「ロシア連邦民法典第三部中の国際私法規定について」東洋法学四六巻一号六九頁以下、拙稿「外国国際私法立法に関する研究ノート(一)——ルーマニア国際私法(上)、(下)」大阪国際大学紀要国際研究論叢八巻一八九頁以下、二号二二二頁以下)。

四 家族法典中の国際私法規定

(1) 総説

二〇〇二年に成立したモルドバ共和国家族法典も、同国の主たる国際私法の法源を構成するものである。その第六章「渉外的関連性を有する家族関係の規律」においては、外国市民及び無国籍者の家族法関係に関する多くの抵触規定が置かれている。それらの抵触規定については、一方的規定及び双方的規定の両方が見られる。それらに加えて、若干の総則規定も置かれている。すなわち、外国国民及び無国籍者の取扱い（第一五四条）、相互主義の原則（第一五五条第四項）、国際法の優先（第一六二条第五項）、外国法の解釈（第一六四条第一項）、外国法の証明（同第二項）、外国法の内容の不明（同第三項）、公序条項（同第四条）等がそれらである。

(2) 婚姻関係

旧法との比較において、新しい規定として、外国における外交婚の締結は、一九六九年の家族婚姻法典第一九三条が規定していた領事館におけるそれに加えて、外交使節によるそれも認められている（新法第一五六条）。モルドバ共和国大使館の他、ポローニヤ、フランクフルト、イスタンブール、オデッサ等、幾つかの都市には領事館も置かれることと相俟って、新法においては、領事婚はより保護されるようになっていいる。

又、外国にあるモルドバ共和国国民が離婚する場合について、旧法第一九六条においては、離婚準拠法が帰属する国家に住所を有することが求められ、さもなければ、その離婚はモルドバ共和国において承認されないという制限が存在したが、そのような制限は新法において取り払われている。

(3) 親子関係

新法において注目されるべき規定としては、モルドバ共和国国籍を有する子の権利及び利益の保護のために導入されている第一五九条が挙げられる。同条は、モルドバ共和国国民につき、子の現住所を顧慮することなく、親子関係の確認及び否認においてモルドバ共和国法の適用を定める一方的抵触規定である。又、親子間の法律関係についても、子の法を軸とした段階的連結の規則が採用されている(新法第一六〇条第一項)。

五 後書き

新世紀への突入と共に、モルドバ共和国国際私法もまた、その多くの抵触規則における精緻化及び多様化、更には、涉外私法関係の規律における新たな理念及び技術をもって対処しようとする画期的な段階へと飛躍していると評することができる。このことは、モルドバ共和国国際私法の主たる法源である民法典及び家族法典についてのみならず、例えば、二〇〇八年の国際商事仲裁に関する法律についても言えることであり、モルドバ共和国国際私法が着実に発展していることを証明するものである。あらゆる涉外私法関係の規律のための単一の国際私法典が望まれているが、差し当たり、二〇〇二年の民法典の運用及び改良に懸かっていると言えることができるであろう。

次に掲げるのは、モルドバ共和国民法典(二〇〇二年六月六日法律)、及び、モルドバ共和国家族法典(二〇〇〇年一〇月二六日法律)の邦訳である。それらの訳出に際しては、前者については、主として、Bergmann/Ferid/Henrich, Internationales Ehe- und Kindschaftsrecht, 159. Lieferung, 2004, S.40f. に依拠し、また、後者については、全面的に、Bergmann/Ferid/Henrich, a. a. O., S.11f. の独語訳に依拠した。

(参考資料1) モルドバ共和国民法典中の国際私法規定

モルドバ共和国民法典(抄)

(二〇〇二年六月六日法律、二〇〇三年六月二日施行)

第五編 国際私法

第一章 国際私法に関する総則

第一五七六条 渉外的関連性を有する民事法関係の準拠法の決定

(1) 渉外的関連性を有する民事法関係の準拠法は、モルドバ共和国に依って署名された国際法上の条約、本法典、モルドバ共和国の他の法律、及び、モルドバ共和国に依って認められた国際慣習法に依って決定される。

(2) 第一項に従い、準拠法の決定が不可能であるときは、渉外的関連性を有する民事法関係に最も密接な関係を有する法が適用される。

第一五七七条 法概念の性質決定

(1) 渉外的関連性を有する民事法関係の準拠法の決定の際には、法律、及び、モルドバ共和国に依って署名された国際条約が別段に定めていない限り、モルドバ共和国法の基準に従って行なわれた法概念の性質決定が顧慮されるべきものとする。

(2) 法的性質決定が必要な法概念が、別の表現によってか、又は、別の内容をもって、モルドバ共和国法に知られておらず、かつ、それがモルドバ共和国法に従った解釈を通じて決定されることができないとき、その法的性質

決定の際には、他国法を適用することが、結果として、如何なる民事上の権利の制限又は責任措置による拘束をも有しないとき、そのようにされることができる。

第一五七八条 外国法規定の内容の確定

(1) 外国法の適用の際には、裁判所は、当該法律を發布した国家の機関の確認を通じて、当該国家におけるその公権解釈及びその適用の実践の顧慮の下に、その規定の内容を確定する。

(2) 外国法の内容の確定につき、裁判所は、モルドバ共和国の権限を有する官庁若しくは外国官庁を通じてか、又は、専門家の鑑定を通じて規定の解釈を求めることができる。

(3) 外国法を援用する当事者は、裁判所により、外国法の内容の証明を義務付けられることができる。

(4) 適用すべき外国法の内容の確定が不可能であるとき、モルドバ共和国法が適用されるものとする。

第一五七九条 多数法秩序を有する国家法の適用

法律関係につき、多数法秩序を有する国家法が適用されるべきであり、かつ、適用される法秩序の探知が不可能であるときは、当該国家法が適用される法秩序を決定するか、又は、当該民事法関係が最も密接な関係を有する部分的法秩序が適用される。

第一五八〇条 相互主義

(1) 裁判所は、モルドバ共和国法が相互主義の原則に従う外国法規定の適用を定めていないとき、当該外国においてモルドバ共和国法が類似する関係について適用されるか否かに拘わらず、当該外国法を適用する。

(2) 外国法の適用が相互主義に依存させられているとき、それは、反対の立証があるまで推定される。

第一五八一条 公の秩序

第一五七六条第一項に従って適用される外国法規定の適用は、その適用の結果がモルドバ共和国の公の秩序を侵害することとなるとき、排除される。外国法規定が排除されるときは、モルドバ共和国の然るべき規定が適用される。

第一五八二条 強行法規の適用

(1) 本法典の規定は、準拠法に拘わらず、民事法の主体の権利及び利益の保障のための法規によるか、又は、その基準となる意義により、当該法律関係を規律するモルドバ共和国の強行法規の効力に影響しない。

(2) 外国法規定の適用の拒否は、当該外国とモルドバ共和国との法的、政治的及び経済的制度的間に相違が存在することのみを根拠とされてはならない。

第一五八三条 外国法への送致

本法典の規定と一致したそれぞれの外国法への送致は、当該国家の実質法への送致であり、抵触法への送致でないことと見做されるものとする。

第一五八四条 報復

モルドバ共和国は、モルドバ共和国国民及び法人の財産的権利及び無体財産権に關し、特別な制限が存在する国家の国民及び法人の財産的権利及び無体財産権を制限することができる。

第一五八五条 他国において取得された権利の承認

外国において取得された権利は、それが公の秩序に違反しない限り、モルドバ共和国において承認され、かつ、尊重される。

第一五八六条 国際条約

本法典の規定は、国際条約が別段に定めていない限りにおいて適用される。

第二章 抵触法

第一節 自然人の地位

第一五七条 自然人の本国法

- (1) 自然人の身分、権利能力及び行為能力は、その者の本国法に服する。
- (2) 国民の本国法は、その者が有する国籍が帰属する国家の法とする。国籍は、国籍が主張されている国家の法に従って決定される。人が二つ又は多数の国籍を保有するとき、本国法は、その者が最も密接な関係を保持する国家の法とする。
- (3) 無国籍者の本国法は、その者がその住所又は常居所を有する国家の法とする。
- (4) 避難民の本国法は、その者へ收容所を与えた国家の法とする。
- (5) 外国法に従い、他の何れかの国籍の保有者と見做されるモルドバ共和国国民の本国法は、モルドバ共和国法とする。

第一五八条 外国国民及び無国籍者の権利能力

モルドバ共和国は、外国国民及び無国籍者に対し、それらの者の権利能力に関し、モルドバ共和国の憲法、他の法律又はモルドバ共和国依って署名された国際条約が別段に定めていないとき、モルドバ共和国国民と同一のそれを与える。

第一五八九条 外国国民又は無国籍者の名

外国国民又は無国籍者の名、名の使用、及び、その名の保護に関する権利は、その者の本国法に服する。モルドバ共和国の領域における名についての権利の侵害に対する保護は、モルドバ共和国法の基準に従って保障される。

第一五九〇条 外国国民及び無国籍者の行為能力

(1) 外国国民及び無国籍者の行為能力は、それらの者の本国法に服する。

(2) 自らの本国法に従って行為無能力者である者は、法律行為を実行する際に、その者が、法律行為が行なわれる国家の法に従えば行為能力者であるとき、他方当事者がその行為無能力を知るか又は知るべきであったときでない限り、その行為無能力を援用することができない。

(3) モルドバ共和国において行なわれた法律行為及び損害賠償責任に関する外国国民及び無国籍者の行為能力は、モルドバ共和国法に従って規律される。

(4) 人の新しい本国法への帰属は、前の準拠法に従って取得され、かつ、承認された成年に関わらない。

第一五九一条 外国国民又は無国籍者の行為無能力又は制限的行為能力の宣告

(1) 外国国民又は無国籍者は、行為無能力又は制限的行為能力につき、モルドバ共和国法に従って宣告されること
ができる。

(2) 行為無能力者である外国国民又は無国籍者の法定代理、及び、制限行為能力者である外国国民又は無国籍者の
監護は、代理又は監護の法律関係について基準となる法に従って規律される。

第一五九二条 後見及び保佐

(1) 未成年者、成年の行為無能力者又は制限的行為能力者の場合における後見及び保佐の成立、変更、有効性及び

終了、並びに、後見人又は保佐人と後見又は保佐に付されている者との間の関係は、後者の本国法に服する。

(2) 後見又は保佐の引受けは、後見人又は保佐人として選任される者の本国法に服する。

(3) 後見人又は保佐人と後見又は保佐に付されている者との間の関係は、後見人又は保佐人を選任した官庁が帰属する国家の法に従って決定される。後見又は保佐に付されている者がモルドバ共和国の領域に居住するときは、モルドバ共和国法がその者にとつてより有利であるとき、それが適用される。

(4) モルドバ共和国の領域外における住所を有するモルドバ共和国国民のために命じられた後見又は保佐は、それが、当該国家において信任されたモルドバ共和国の領事、それがいないときは、モルドバ共和国大使館が如何なる根拠のある合法的な異議も申し立てないとき、有効なものとして承認される。

第一五九三条 外国国民又は無国籍者の失踪宣告又は死亡宣告

外国国民又は無国籍者の失踪宣告又は死亡宣告は、その者の本国法に従って言い渡されるか又は取り消される。当該法の決定が不可能であるときは、モルドバ共和国法が適用される。

第一五九四条 モルドバ共和国国民の外国における身分登録

外国に居住するモルドバ共和国国民の身分登録は、モルドバ共和国の領事館、かような領事館がないときは、大使館を通じて行なわれる。

第一五九五条 外国国民又は無国籍者の商業活動

法人の設立なく商業活動の経営が許可される外国国民又は無国籍者の商人資格は、外国国民又は無国籍者が商業活動の経営の許可を取得した国家の法に従って決定される。

第二節 法人の地位

第一五九六条 外国法人の本国法

(1) 外国法人の本国法とは、法人が設立されている国家の法とする。

(2) 外国法人の本国法に基づき、特に、次に掲げる事項が決定されるものとする。

- a 法人としての組織の地位
- b 会社としてのその法的形式
- c 団体の名称に関する要件
- d 団体の創設及び終了の事由
- e 法定相続を含め、再編成の期間
- f 団体の法的能力の主体
- g 法人による民事上の権利の取得及び民事上の義務の引受けについての手続き
- h 団体のその関係者との関係を含め、法人内部の関係
- i 法人の責任

(3) 外国法人は、何れかの法律行為の他方当事者が、その法律行為を開始するためのその団体又は代表者の権限の制限であつて、法人の団体又は代表者が法律行為を開始した国家の法に知られていないものを知っていたか、又は、明らかに、知るべきであつたことが証明されるときを除き、当該制限に依拠することができない。

第一五九七条 外国法人の代表営業所（部門）及び支店営業所の準拠法

(1) 他の国家の領域に所在する法人の代表営業所（部門）の法的地位は、法人の本国法に依って規律されるものとする。

(2) 他の国家の領域に所在する法人の支店営業所の法的地位は、法人の本国法に拘わらず、支店営業所が設立された国家の法に依って規律されるものとする。

第一五九八条 モルドバ共和国における外国法人の内国制度

モルドバ共和国における外国法人は、モルドバ共和国法が外国法人に関して別段に規定していない限り、モルドバ共和国法人に依って実行された同一の活動についての民事立法に依って定められた諸規定を遵守して、当該立法に依って規律された企業家活動及び他の活動を実行するものとする。

第一五九九条 外国法の下において法人でない組織の本国法

外国法の下において法人でない外国組織の本国法は、組織が設立されている国家の法とする。法人の活動を規律する本法典及び他の法文書の規則は、法律又は法律関係の性質から別段の規則が生じない限り、かような組織の活動へ適用されるものとする。

第一六〇〇条 渉外的要素を有する民事関係における国家の参加

本編の規則は、法律に依って別段に規定されていない限り、基本的に、渉外的要素を有する民事関係における国家の参加へ適用されるものとする。

第三節 物権及び無体財産権

第一六〇一条 物権の準拠法に関する総則規定

- (1) 不動産及び動産の占有権、所有権及び他の物権の實質、その行使及び保護は、別段に定められていない限り、当該物が所在している国家の法に従って決定されるものとする。
- (2) 不動産か動産かの物の分類、及び、物の他の法的性質決定は、当該物が所在している国家の法に従って決定されるものとする。

第一六〇二条 物権の取得及び消滅

- (1) 物に対する所有権及び他の物権の取得及び消滅は、モルドバ共和国の立法に依って別段に定められていない限り、所有権又は他の物権の成立又は消滅についての根拠となった行為又は他の状況の発生当時、当該物が所在していた国家の法に従って決定されるものとする。
- (2) 法律行為の目的である物の所有権及び他の物権の取得及び消滅は、当事者の合意によって別段に確定されていない限り、当該法律行為へ適用される国家法に依って決定される。
- (3) 取得時効の結果としての所有権及び他の物権の取得は、取得時効の期間満了の当時、物が所在していた国家の法に依って決定されるものとする。

第一六〇三条 輸送手段に対する物権

- (1) 輸送手段に対する物権の創設、譲渡及び消滅は、次に掲げる法に依って規律されるものとする。
 - a 船舶又は航空機が登録されている国旗の法
 - b 運送会社に帰属する鉄道車両及び自動車に関しては、当該運送会社の法的地位の準拠法
- (2) 第一項の諸規定は、次に掲げる財産へも適用されるものとする。
 - a 技術的装備を構成する積載財産

b 輸送手段の技術的援助のための支出に関する請求権

第一六〇四条 国家登録に服す財産に対する物権

国家登録へ服す財産の所有権及び他の物権は、当該財産に対する権利が国家登録簿へ登録される領域が帰属する国家の法に従って決定されるものとする。

第一六〇五条 輸送中の動産に対する物権

輸送中の動産に関する法律行為の下における所有権及び他の財産権の成立及び消滅は、次に掲げるときでない限り、当該財産が荷積みされた国家の法に依って決定されるものとする。

a 当事者の合意が別段に定めているとき

b 財産が乗客の個人財産であるとき。かような場合には、財産は、乗客の本国法へ服する。

第一六〇六条 証券

(1) 証券の発行は、発行者である法人の法的地位を支配する法に依って規律される。

(2) 証券譲渡の満期及び効果は、次に掲げる法へ服する。

a 指図証券の支払地の法

b 譲渡時における無記名証券の所在地の法

c 記名証券の法人の法的地位へ適用される法

第一六〇七条 人的無体財産権

(1) 創作物に対する著作権の取得、内容及び消滅は、当該創作物が、展示、配付、出版、上演、又は、他の何れかの方法により、最初に公表された領域が帰属する国家の法に依って支配される。

- (2) 公表されていない創作物に対する著作権は、著者の本国法に依って規律されるものとする。
- (3) 知的財産権の取得、内容及び消滅は、当該権利が登録されている領域が帰属する国家の法に依って規律されるものとする。

(4) 物質的又は精神的損害の賠償の請求は、著作権又は知的財産権が侵害された領域が帰属する国家の法に依って規律される。

(5) 外国国民及び無国籍者は、著作権及び知的財産権に関し、モルドバ共和国の領域において、国民としての取扱いを認められるものとする。

第一六〇八条 公示の形式

- (1) 財産に関する公示の形式は、それが行なわれるとき及び地において適用される法に依って規律される。
- (2) 不動産に対する権利を創設することとなる第一項に指示された公示の形式は、物権又は担保物権の取得、譲渡又は消滅の法的原因が他の法の下に発生したときであっても、財産が所在する領域が帰属する国家の法に依って支配される。

第四節 法律行為

第一六〇九条 法律行為の準拠法

(1) 法律行為の形式的要件は、法律行為の実質を支配する国家法に依って決定されるものとする。モルドバ共和国の領域外において締結された法律行為は、それが、次に掲げる要件の一つを満たす場合には、その方式に関して有効なものとして見做されるものとする。

- a 法律行為が行なわれた地の法が遵守されていること
 - b モルドバ共和国の立法上の要件が遵守されていること
 - c 法律行為を行なった者の本国法又は住所地法が遵守されていること
 - d 法律行為が、法律行為の有効性を審査する官庁へ適用される法の下に有効であること
- (2) 法律行為の実質的要件は、本人に依って選択された法、又は、法律行為が最も密接な関係を有する国家の法、又は、法律行為が締結された地の法に依って支配される。法律行為の実質の準拠法が、何れかの種類の証明を課す場合には、法律行為が外国において締結されたときであっても、当該要件は除去されることができない。
- (3) 附属の法律行為は、当事者の合意に依って別段に定められていない限り、主たる法律行為の実質を規律する国家法に依って支配される。

第五節 契約債務及び契約外債務

第一六一〇条 契約の実質的要件の準拠法

- (1) 契約は、当事者の合意に依って選択された国家法に依って規律されるものとする。
- (2) 契約当事者は、契約の全体及びその個別の部分の両方についての準拠法を選択することができる。
- (3) 準拠法の選択は表現されるか、又は、契約の内容若しくは他の状況から生じなければならぬ。
- (4) 準拠法の決定は、契約の締結時及び事後の双方の何れの場合においても、契約当事者に依って行なわれることができる。当事者は、いつでも、契約の準拠法を変更することを合意することができる。
- (5) 契約締結後に行なわれた準拠法の選択は、契約の方式の有効性、又は、第三者に依って当該契約に関連して取

得された権利を損なうことなく、遡及力を有し、かつ、その締結時から有効なものと見做される。

- (6) 国際商事において受け入れられた取引用語が契約において使用されていて、契約中に他の指示がないときは、当事者がそれらの者の関係へ当該取引用語に相当する取引用法及び慣習の適用を合意したものと見做されるものとする。

第一六一一条 当事者による合意のない契約の準拠法

- (1) 準拠法に関する契約当事者の合意がないとき、適用されるべき法は、契約が最も密接な関係を有する国家の法とする。かような関係は、契約締結の当時、債務を負う者がその住所、居所を有するか、又は、法人として登録されている国家の法に関して存在するものと見做されるものとする。

- (2) 準拠法に関する契約当事者の合意がなく、かつ、第一項の諸規定に依拠できないときは、次に掲げる法が適用されるものとする。

a 目的物が不動産である契約、更に、財産に関する信託の契約へは、財産が所在する国家の法

b 建設作業の契約、並びに、設計及び調査作業の契約へは、それぞれの契約により、結果が想定される国家の法

法

c 民事団体の契約へは、民事団体の活動が実行される国家の法

d 競売又は競争によって締結された契約へは、当該競売又は競争が開催される領域が帰属する国家の法

第一六一二条 準拠法の適用範囲

本編の諸規定に依る契約へ適用される法は、特に次に掲げる事項を含むものとする。

a 契約の解釈

b 当事者の権利及び義務

c 契約の履行

d 契約の不履行又は不完全履行の効果

e 契約の終了

f 契約の無効又は非有効性の効果

g 契約に関する債権の譲渡及び債務の引受け

第一六一三条 契約の形式的要件の準拠法

(1) 契約は、第一六〇九条第一項に定められた法に依って設定された形式的要件と相応する。

(2) 契約は、次に掲げる場合には、有効なものとして見做すされる。

a 契約締結の当時、契約当事者が異なる国家に所在し、かつ、それらの国家の一つの立法に依って設定された形式的要件が遵守されている場合

b 契約当事者の代理人が、その者が契約締結の当時所在した領域が帰属する国家の立法に依って設定された形式的要件を遵守した場合

第一六一四条 事務管理及び不当利得

(1) 事務管理は、管理者が管理行為を実行する地の法へ服する。

(2) 不当利得から生じる債務は、それが発生している地の法へ服する。

第一六一五条 違法行為

(1) 違法行為は、それが発生する国家の法に従い、不法行為として性質決定されるものとする。

(2) 損害の原因から生じる債務を支配する法は、次に掲げる事項を決定する。

- a 不法行為能力
 - b 不法行為責任の形式、期限及び範囲
 - c 不法行為責任の制限又は免除についての要件
 - d 賠償が請求されることができるとする損害の性質
 - e 賠償請求権の移転可能性
 - f 賠償を受け取る権利を与えられた者
- (3) 違法行為の加害結果の全部又は一部が、違法行為が発生した国家とは別の国家の領域において発生する場合には、前者の国家の法がそれぞれの賠償へ適用されるものとする。

第一六一六条 個人的損害についての責任

マスメディアによって惹起された個人的損害の賠償に関する請求権は、被害者の選択により、次に掲げる法に依って規律されるものとする。

- a 被害者の本国法
- b 被害者がその住所又は居所を有する領域が帰属する国家の法
- c 加害結果が発生した領域が帰属する国家の法
- d 損害を惹起させた者がその住所又は居所を有する国家の法

第一六一七条 欠陥生産物についての責任

(1) 欠陥生産物によって惹起された損害の賠償に関する請求権は、被害消費者の選択により、次に掲げる法に依つ

て規律されるものとする。

a 被害者がその住所又は居所を有する領域が帰属する国家の法

b 生産者又は供給者が、生産物がその者の同意なく市場へ放出されたことを証明する事実の如何により、生産物が取得された領域が帰属する国家の法

(2) 第一項に定められた請求は、生産物が個人又は家庭の消費を指示されたときにのみ提出されることができ。

第一六八条 不正競争についての責任

不正競争行為によって惹起された損害の賠償に関する請求権は、次に掲げる法に依って規律されるものとする。

a 加害結果が発生した領域が帰属する国家の法

b 被害者が登録されている領域が帰属する国家の法

c 不正競争行為が犯され、かつ、当事者間の契約関係に損害を与えたときは、それらの者によって締結された契約の実質を支配する法

第一六九条 債務の譲渡及び消滅

(1) 債権の譲渡は、当事者が別段に合意していない限り、被譲渡債権の法に依って規律される。譲渡人と被譲渡人との間の合意による他の法の選択は、債務者がそれに同意しない限り、その者に対抗することができないものとする。譲渡人と被譲渡人との間の関係は、譲渡に基づく法律関係の準拠法に依って規律されるものとする。

(2) 契約上の代位は、当事者間の同意によって別段に定められない限り、債権者が取り替わる債務の法に依って規律される。

(3) 委任及び更改は、その実質を形成する債務の準拠法に依って規律される。

(4) 相殺は、相殺による消滅を認める請求権の準拠法に依って規律されるものとする。

第一六二〇条 支払通貨

(1) 支払通貨は、発行国家の法に依って決定されるものとする。

(2) 実施通貨の債務の範囲に対する影響は、負債の準拠法に依って決定されるものとする。

(3) 支払通貨は、当事者によって別段に定められない限り、支払が行なわれなければならない領域が帰属する国家の法に依って決定されるものとする。

第六節 渉外的関連性を有する相続関係

第一六二一条 相続の準拠法

相続の準拠法は、次に掲げる事項に関わる。

a 相続が生じる時期

b 相続する権利を与えられた者

c 相続するための消極的能力の法律条件

d 死者によって遺された財産に対する占有権の行使

e 相続選択の条件及び効果

f 死者の責任を負うべき相続人の義務の範囲

g 無主物に対する国家の権利

第一六二二条 相続財産の準拠法

- (1) 動産に関する相続関係は、相続財産を遺した者の死亡の当時施行されている本国法に依って規律される。
- (2) 不動産に関する相続関係は、財産が所在する領域が帰属する国家の法に依って規律される。

第一六二三条 遺言相続の準拠法

- (1) 遺言者は、強行法規の適用の不除去の如何により、相続によるその者の財産の譲渡を第一六二二条に定められた法とは別の法へ服せしめることができる。選択された法は、第一六二一条に定められた状況へ適用されるものとする。

- (2) 遺言の作成、修正及び撤回は、遺言が作成、修正若しくは撤回された当時又は遺言者の死亡の当時、遺言が次に掲げる何れかの法に従って適用される形式的要件を遵守した場合には、有効なものとして見做されるものとする。

- a 遺言者の本国法

- b 遺言者の住所地の法

- c 遺言が作成、修正又は撤回された地の法

- d 遺言相続の目的物である不動産が所在する地の法

- e 相続財産の譲渡手続きを遂行する裁判所又は組織の法

第七節 時効期間

第一六二四条 制限条項の適用

訴訟を提起する権利の制限条項は、実体的権利の準拠法に依って規律される。

(参考資料2) モルドバ共和国家族法典中の国際私法規定

モルドバ共和国家族法典(抄)

(二〇〇〇年一〇月二六日法律、二〇〇一年四月二六日施行)

第六章 渉外的関連性を有する家族関係の規律

第一五四条 外国国民及び無国籍者への家族法規定の適用

モルドバ共和国の領域に住所を有する外国国民及び無国籍者は、婚姻関係において、モルドバ共和国国民と同一の権利及び義務を有する。

第一五五条 モルドバ共和国の領域における婚姻挙行

- (1) モルドバ共和国における外国国民及び無国籍者による婚姻挙行の方式及び手続きは、モルドバ共和国の立法法に依って決定される。
- (2) モルドバ共和国の領域外に住所を有する外国国民は、その者が有する国籍が帰属する国家の法の基準に従い、その者が婚姻を挙行するための権利を有するとき、モルドバ共和国においてそれを挙行することができる。
- (3) 婚姻挙行の要件は、モルドバ共和国の領域における無国籍者の場合には、その者がその住所を有する国家の法の顧慮の下に、モルドバ共和国の法に従って規律される。
- (4) 外交使節及び領事官の許において挙行された婚姻は、モルドバ共和国の領域において、相互主義の原則に基づいて承認される。

一五六条 モルドバ共和国外における婚姻挙行

(1) モルドバ共和国国民は、モルドバ共和国外において、外交使節及び領事官の許において婚姻を挙行することができる。

(2) モルドバ共和国外において、婚姻挙行国の法の基準に従って行なわれている婚姻の挙行であつて、モルドバ共和国国民のもの、及び、モルドバ共和国国民と外国国民又は無国籍者との間のものは、本法典第一条（訳者注1）及び第一四条（訳者注2）の要件が考慮されたときのみ、モルドバ共和国において承認される。

第一五七条 夫婦の身分的及び財産的關係

(1) 夫婦の身分的及び財産的關係については、それらの者がその共通住所を有する国家の立法、共通住所がないときは、それらの者がその最後の共通住所を有した国家の立法が決定する。

(2) 夫婦が如何なる共通住所も有せず、かつ、有しなかつたとき、モルドバ共和国におけるそれらの者の身分的及び財産的關係は、モルドバ共和国の立法に依つて決定される。

(3) 婚姻契約及び扶養料支払契約は、夫婦の合意に基づき、夫婦の一方がその住所を有する国家の法に服することができる。

第一五八条 婚姻の解消

(1) 渉外的関連性を有する婚姻の解消は、モルドバ共和国において、モルドバ共和国の法に従つて行なわれる。

(2) 本国外に居住しているモルドバ共和国国民は、他方配偶者の国籍及び住所に拘わらず、モルドバ共和国裁判所を通じて婚姻の解消を求める権利を有する。

(3) 婚姻が、モルドバ共和国法に従い、戸籍係に依つて解消されることができるとき、当該事務は、モルドバ共和

国の外交使節又は領事官に依って処理されることができる。

- (4) モルドバ共和国外における婚姻解消は、当該事務の処理の際に、関係国家の裁決官庁の管轄権及び婚姻の解消に関する法定要件が遵守されたとき、有効なものとして承認される。

第一五九条 父子関係（母子関係）の確認及び異議申立て

- (1) モルドバ共和国において、外国国民又は無国籍者たる両親（両親の一方）の場合には、父子関係（母子関係）はモルドバ法に従って確認及び異議申立てされる。

- (2) モルドバ共和国国民である子に関する父子関係（母子関係）は、モルドバ共和国において、子の住所に拘わらず、同一の法に従って確認及び異議申立てされる。

- (3) モルドバ法に従い、父子関係（母子関係）の確認が戸籍係の許において行なわれることができるとき、外国に居住している子の両親は、両親の少なくとも一方がモルドバ共和国国籍を保有するとき、父子関係（母子関係）の確認のための供述書をもって、モルドバ共和国の外交使節及び領事官に依頼する権利を有する。

第一六〇条 親子の権利及び義務

- (1) 両親のその子に対する扶養義務を含め、子の権利及び義務については、両親がその共通住所を有する領域が帰属する国家の法が決定する。両親と子との共通住所がないときは、それらの権利及び義務は、子が保有する国籍が帰属する国家の法に依って規律される。

- (2) 両親と子との間の扶養許可の場合において、扶養料を請求する者が国民である国家の法が適用されることができらる。

第一六一条 子及び他の家族構成員の扶養義務

子及び他の家族構成員の扶養義務は、扶養料支払契約が別段に定めていない限り、扶養権利者がその住所を有する領域が帰属する国家の法に従って決定される。

第一六二条 養子縁組

- (1) モルドバ共和国国籍を保有する子は、モルドバ共和国の領域において、養親が国民である国家の法の考慮の下に、外国人たる養親に依って養子にされる。離縁の際には、同様に手続きされる。
- (2) モルドバ共和国国籍を保有する子は、モルドバ共和国の領域において、養子縁組の許可申立ての当時、無国籍者がその住所を有する国家の法の考慮の下に、その者に依って養子にされる。
- (3) 外国国民又は無国籍者に依るモルドバ共和国国籍を保有する子の養子縁組の際には、その者の人種の由来、一定の文化及び宗教への帰属、母国語、並びに、他の重要な特殊性の考慮の下に、子の教育の継続性が保証されなければならない。
- (4) 外国国民及び無国籍者に依るモルドバ共和国国籍を保有する子の養子縁組は、モルドバ共和国の領域において、第一一六条（訳者注3）、第一一九条（訳者注4）及び第一二一条（訳者注5）の要件をも考慮して行なわれる。
- (5) モルドバ共和国の領域において、モルドバ共和国に住所を有する外国国民たる子の養子縁組は、国際法上の条約が別段に定めていない限り、モルドバ共和国法の基準に従って行なわれる。
- (6) 養親の本国の権限を有する官庁に依って実行されたモルドバ共和国国籍を保有する子の養子縁組であって、モルドバ共和国の領域外に住所を有する者のそれは、養子縁組における子の保護のための中央官庁が予め承諾したとき、モルドバ共和国において承認される。

第一六三条 外国国民又は無国籍者に依って養子にされたモルドバ国籍を有する子の権利の保証

(1) モルドバ共和国国籍を保有する子は、その者に対し、受容国家の法に従えば、本国における養子縁組の場合に相応する担保及び法規、並びに、モルドバ共和国法に依って定められているよりも少なくない範囲におけるその権利が保証されているときにのみ、外国国民は無国籍者に依って養子にされることができる。

(2) 子の保護のための中央官庁は、モルドバ共和国の外交使節及び領事官の援助をもって、かつ、国際的法規に依って認められた他の方法に基づき、養親の本国又は無国籍者たる養親の住所地の官庁及び施設に対し、本国における養子縁組の場合に相応する担保及び法規、並びに、養子とされるべき子の生活関係及び教育に関して与えられるべき情報が、養子にされるモルドバ共和国国籍を保有する子に保証されることを要求する権限を与えられる。

(3) 外国国民又は無国籍者に依って養子にされた子の国籍は、モルドバ共和国の国籍に関する法律に従って決定される。

第一六四条 他の国家の家族法規定の適用

(1) モルドバ共和国の領域における他の国家の家族法の適用の際には、その内容は関係国家の公権解釈に従うか、又は、実務に従って決定される。

(2) 利害関係者は、その者が関係する外国家族法規定の内容を証明する証拠を提出するか、又は、当該規定の内容の確認の際に、他の方法をもって寄与する権利を有する。

(3) 他の国家の家族法規定の内容の決定のために実行された措置が不成功に留まるとき、モルドバ共和国法が適用される。

(4) 外国家族法規定は、それがモルドバ共和国の公序良俗と相容れないとき、モルドバ共和国の領域において適用されない。その場合には、モルドバ共和国法が適用される。

(訳者注1) 第一条 婚姻挙行の必要条件

(訳者注2) 第一四条 婚姻年齢

(訳者注3) 第一一六条 縁組能力を有する子

(訳者注4) 第一一九条 養子縁組の許可

(訳者注5) 第一二一条 養子をする資格を有する者

—かさはら としひろ・法学部教授—